

令和4年12月15日	
所 属	介護保険事業担当
所属長	田中 宏之
電 話	06-6489-6343

## 尼崎市濃厚接触者等在宅支援提供協力金の見直しについて

### 1 本事業の概要

尼崎市では、介護保険サービス及び障害福祉サービスを利用する高齢者及び障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の陽性者等に該当した場合でも、必要なサービス提供が維持・確保されることを目的に、在宅支援又は施設支援を提供する介護保険・障害福祉サービス従事者に対して、協力金を支給しています。

### 2 見直しの内容

濃厚接触者の取扱いについて、本協力金の対象外に見直します。

種類	区分	現行	改正後
在宅支援	濃厚接触者	サービス従事者毎に、日額 3,000 円	対象外
	陽性者	サービス従事者毎に、日額 12,000 円	変更なし
施設支援	陽性者	サービス従事者毎に、日額 12,000 円	変更なし

### 3 見直しの背景等

本事業を立ち上げた令和2年6月から2年以上が経過する中で、在宅支援者（サービス提供者）の感染や重症化リスクについては、感染対策の確立やワクチン接種の浸透により大幅に軽減し、また、第7波以降、無症状陽性者や無自覚の濃厚接触者が多数潜在していることから、濃厚接触者への支援が特別な状態でなくなってきています。

さらに、濃厚接触者については、保健所の陽性者情報をもとに対象者を特定し、支給決定を行ってきましたが、令和4年9月26日から、全国一律で保健所への陽性者発生届の対象が重症化リスクの高い方（65歳以上の方や入院を要する方など）に限定され、濃厚接触者の特定が困難（不完全）となることから見直しを行うものです。

### 4 制度変更日

令和5年1月1日（令和5年1月サービス提供分から新基準で実施します。）

### 5 関係事業所への周知

市ホームページへの掲載と、関係事業所への通知文の送付を行います。

### 6 問い合わせ先について

#### ▼介護保険サービス業務での当該見直しに関すること

介護保険事業担当（課長：田中 宏之）電話：06-6489-6343

#### ▼障害福祉サービス業務での当該見直しに関すること

障害福祉政策担当（課長：山崎 健太）電話：06-6489-6577

以 上